事務所通信　No.364

令和８年２月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　*篠田パートナーズ事務所*　☎0254-22-5649㈹

❖今年の法改正について❖

本年も労働・社会保険諸法令関係について、多くの改正が予定されています。

その中から主な改正事項をまとめましたのでご確認下さい。



◆ 令和８年４月から施行 ◆

【年金】在職老齢年金の支給停止調整額引き上げ

在職老齢年金制度は、老齢厚生年金を受給する場合、給与や賞与（報酬）と厚生年金の合計額が一定の基準額を超えると、その超過分に応じて年金が一部または全部停止される制度です。

この基準となる金額が**月62万円（従前51万円）に引き上げ**られます。これにより減額を意識せずにより多くの収入を得ることが可能となります。

【年金】離婚時の年金分割の請求期限の延長

民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が５年に延長されることに伴い、**離婚時の年金分割の請求期限についても５年（従前は２年）に延長**されます。なお、年金分割とは、婚姻期間にかかる厚生年金の計算のもとになる保険料の納付記録（標準報酬）を分割する制度です。



【安全衛生】高齢者の労働災害防止措置

労働災害による休業４日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合が増加していることから、当該高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが企業の**努力義務**となりました。その基準として、厚生労働省から「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（通称：エイジフレンドリーガイドライン）」が策定されています。



【安全衛生】治療と就業の両立を促進する措置

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが**努力義務**となりました。



治療と仕事の両立支援とは、病気を抱える労働者が、個々の状況に応じて病気の治療と業務を調整しながら、継続して働き続けられるように企業側がサポートを行う取り組みです。

厚生労働省から「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」が策定されています。また、治療と仕事の両立支援ナビポータルサイトもありますのでご活用ください。



【女性活躍推進法】情報公表義務の拡大

これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた**男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大**するとともに、**新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付け**ます。なお、従業員数100人以下の企業は努力義務の対象となります。

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、２項目以上を公表	男女間賃金差異、女性管理職比率に加えて、２項目以上を公表
101人～300人	１項目以上を公表	男女間賃金差異、女性管理職比率に加えて、１項目以上を公表

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/石嶋徳 ＊ P3.4/篠田昇 ］

◆ 令和８年４月から施行 ◆

【健保】被扶養者認定の収入要件見直し

弊所事務所通信令和７年11月号でもお知らせしましたが、いわゆる「130万円の壁」の収入要件について、労働契約段階で見込まれる収入をもとに被扶養者の認定をすることになりました。

これまで時間外労働分の賃金（残業代）は収入の対象となっていましたが、**労働契約書に明確な定めがなく、残業代の発生が契約時点では見込むことが困難な場合は、たとえ残業代が発生したとしても、その残業代は収入には含めない**ことになります。なお、当該認定のためには労働契約書の添付が必要になりますので、契約書の作成漏れが無いようにご注意ください。



●子ども・子育て支援金の徴収開始

子育て支援の財源を確保する「子ども・子育て支援金制度」の運用が始まります。この制度により、すべての世代が加入する**健康保険料に上乗せする形で支援金が徴収**されることになります。

令和８年度の支援金額の推計（平均月額）

健保組合	被保険者一人当たり 約550円
国民健康保険	一世帯当たり 約300円
後期高齢者医療制度	被保険者一人当たり 約200円

●自転車に対する青切符の導入



自転車に対して交通反則通告制度（青切符）が導入されます。自転車の運転に対しての指導取締りは年々厳しくなっていますので、自転車通勤を行う従業員等に対しては、一層の交通ルールの遵守を呼びかけるようお願いします。

◆ 令和８年７月から施行 ◆

●障害者雇用率の引き上げ



令和６年４月以降、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられています。令和８年７月からの引き上げによって、**従業員37.5人以上の企業は、障害者を１人以上雇用**しなければなりません。

	令和６年４月	令和８年７月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象企業の範囲	40人以上	37.5人以上

◆ 令和８年１０月から施行（予定）◆

●カスタマーハラスメント対策の義務化

企業等にカスハラ防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられることになりました。カスハラの定義は「顧客等からのクレーム及び言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。」とされています。

今後、企業等が措置を講ずるに当たっての指針を国が示し、具体的な対策を進めていくこととされています。

☑ 企業におけるカスハラ対策の基本的な枠組み

【カスハラを想定した事前の準備】
- 従業員を守るという企業等の基本方針の明確にして周知
- カスハラを受けた従業員の相談対応体制の整備
- 対応方法、手順の策定
- 従業員への社内対応ルールの教育・研修

【実際にカスハラが起きた際の対応】
- 事実関係の正確な確認と対応
- カスハラを受けた従業員への配慮措置
- 再発防止の取組
- 従業員のプライバシー保護、不利益な取扱い禁止



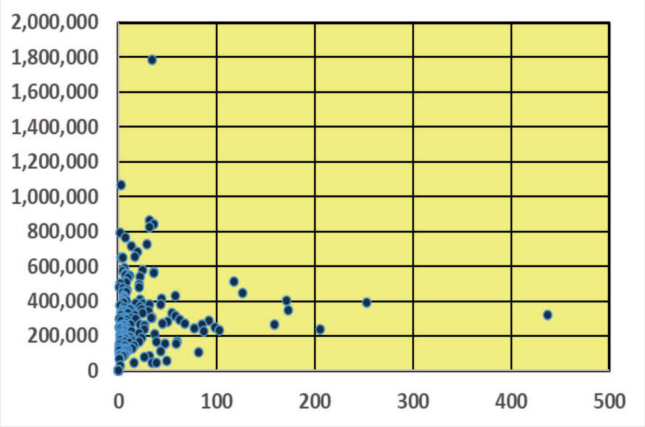
☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■Ｒ７年冬期賞与分析

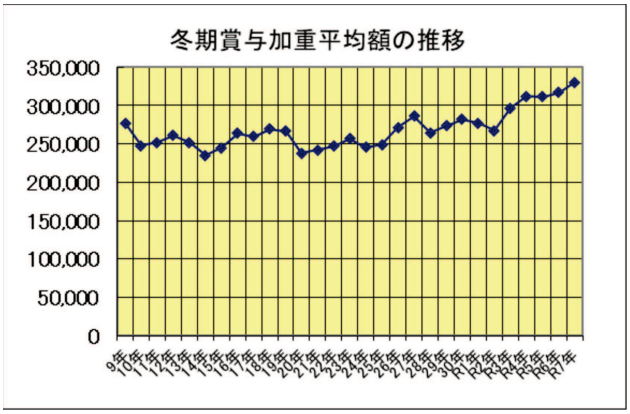
▲当事務所が扱った「社会保険・賞与届」からの冬期賞与支給状況（247社）の分析結果です。

（パートタイム被保険者を含む）

■企業規模（支給人数）別／賞与平均額



■全社加重平均額330,594円（前年比104.25%）



■賞与支給ゼロ企業は 25.3%（前年は28.6%）



■ 拾い読みの読書

カウンセリングとは何か
変化するということ

著　者／ 東畑 開人
出版社／ 講談社現代新書　　1,400 円＋税

P48　カウンセリングとは、心の問題で苦しんでいる人に対して、心理学的に理解し、それに即して必要な心理的な介入を行う専門的な営みである

P73　カウンセリングが役立ちそうな悩みをパターンにしてみると、大きくは４つに分かれる。①症状の悩み、②不適応の悩み、③人間関係の悩み、④生き方の悩み。

P157 心を変化させるのは、聞く技術でもなければ、魔法のような介入でもない。もちろん、カウンセラーの優しさでもない。心が変化するための土台になるものは「理解」です。聞く技術は理解するために存在しているし、理解があるからどこにどのように介入するといいのか導き出される。優しさだって、理解があるときにのみ、自然に発生するのです。「大丈夫ですよ」という一言は、理解があるときには温かい響きをもちますが、理解がないときには冷たく白々しい言葉になる。

P424 カウンセリングとは何か。・・近代の根源的なさみしさの中で、人が可能な限り、正直に、率直に、ほんとうの話をすることを試み続ける場所である

■ 絵手紙通信



事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (364号)

■ 初夢 (R8.1.3)

▲大晦日、今までにないゆったりした時の流れを感じ、仕事も早々と一区切りが付いたからかと思ったが、３年前に事務所を三人の後継者に託し、それまで担ぎ続けて来た重い荷物を降ろした安堵を、今漸く実感しているのだと解釈した。

▲知識、経験、金、地盤もない中25歳で開業し、非力に打ちのめされ、下を向いたら後がない状況にも、上を向いたら夢があると歩み続けて来た中で気づいた人間の「寿命」に、遅まきながらも相談役に退いたものの、単に前進を諦め、重荷から解放されたいだけだったなのではと葛藤を覚えたりもした。普通「諦め」は、挑戦、努力の断念、放棄を意味し、目指してきた頂への登頂を断念、放棄し、敗北との思いに苛まれたのである。

▲しかし、大晦日に感じた心の安らぎに、人の生きる目的は「価値のある、面白い人生を生きること」だとすれば、自分なりに面白かった仕事人生を後継者にも味合わせたい、そこからそれぞれがそれぞれの生きる価値を見出して欲しい、その踏み台になれば本望ではないかと納得したのだ。

▲そんな中、元旦の日経「私の履歴書」に記された松尾芭蕉の弟子・曽良の≪行き行きて倒れ伏すとも萩の原≫を「行けるところまで行って力尽きても、理想に近づけたなら本望だ」との90歳キャノン会長兼社長ＣＥＯ御手洗冨士夫氏の解釈に、自分は言い訳しつつ安易な道を選んだだけだったのではとの思いが再び湧いて床に就いた。

▲その夜、御手洗氏から号令をかけられて、聞こえないふりをする夢を見た。初夢で一番縁起が良いのは「冨士」とか。良い年間違いなしだ。

■ 教養 (R8.1.5)



▲年明け、阿刀田高「90歳　男のひとり暮らし」を購読し、その中の「その日暮らしの知恵」として「教養がありますか」のユーモアに感服した。

▲「（教養）今日用がある」「（教育）今日行く所がある」「（貯金）運動をして筋力をつける」が高齢者の健康維持の合言葉と知ってはいたが、大作家といえども90歳、それも独り暮らしともなれば大いに実感するのだろう。

▲献立を考え、杖を突きつつ買い物して食事を整え、依頼あれば原稿用紙40枚程の短編小説を構想５日、執筆４日で書き上げ、用がない日は読書をしたり、ぼんやりとテレビを観て過ごすと言えども、漢詩、古典から現代文学、落語、歌謡曲等々の記憶力と教養の奥深さに圧倒される。

▲私と言えば、平日は事務所に行き、掃除、朝礼後、コーヒーを淹れ、新聞に目を通し、相談事を待つ。空いた時間は読書したり、法改正等の情報を収集したり、この駄文を書いたりして過ごす。また、休日は工房に行き、趣味の陶芸に費やし退屈することはない。夜は、女房の手料理で晩酌を楽しみ、自室に下がって読書。９時頃床に就き、朝までに数本の夢を頻尿に中断しながら見るのが常である。これも、事務所でも家でも支えてくれる人がいるからこその日常なのだろう。

▲大作家の文章で少し、いや大いに気になったのが、独り暮らしになって酒のための料理を作らなくなってから酒をやめ、「俺は酒が好きじゃなかったんだ」と知った（友人知人は皆あきれ顔）との開陳だ。

▲私の晩酌は、欠かせない今日の用であり、女房には旨い肴を作り続けてもらわないといけない。